

諮問番号 : 令和7年度諮問第7号(令和7年10月17日付け)

答申番号 : 令和7年度答申第8号(令和8年3月26日付け)

答 申

審査請求人〇〇(承継人〇〇)が令和7年4月11日付けで提起した処分庁岐阜県〇〇事務所長による生活保護費用返還金決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件処分のうち、費用返還額が〇〇円を超える部分は取り消すべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、処分庁に対して保護(生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)の開始の申請をし、保護を受けていたところ、〇〇円(利息を含む。)の定額定期貯金(以下「本件貯金」という。)が処分庁の調査によって判明した。

処分庁は、本件貯金の判明を理由として、審査請求人に対し、令和〇年〇〇月〇〇日を廃止日として保護の廃止決定をした後、令和〇年〇〇月〇〇日付けで、医療扶助に係る〇〇円の返還を求める本件処分をした。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである。

なお、本件審査請求の審理手続中に審査請求人が死亡したため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第15条第1項の規定により、承継人が審査請求人の地位を承継した。

第3 審査請求人承継人の主張の要旨

審査請求人承継人は、おおむね次のように主張し、本件処分が違法又は不当であ

るとして、本件処分取消しを求めている。

- 1 法第63条の規定による費用返還請求に応ずること自体は当然と思っているが、返還決定額が医療扶助全額の〇〇円となっており、金額に納得できない。

保護を受けていなければ、国民健康保険と福祉医療（〇〇町福祉医療費助成に関する条例（昭和〇〇年〇〇町条例第〇〇号。以下「町福祉医療条例」という。）第1条に規定する福祉医療助成をいう。以下同じ。）によって、自己負担金は0円となる。

また、国民健康保険には国の補助が入っているのに、生活保護費の費用返還では全額個人負担させることに疑問がある。

医療扶助について遡って返還を求めるのであれば、国民健康保険に加入し、福祉医療を受けていた保護を受ける前の状態に遡って請求してもらいたい。

- 2 国民皆保険というが、処分庁がそれを無視して無保険の期間を意図的に作り上げて、十分な説明もなく、医療費100パーセントを請求することは法律違反をしている感じがする。
- 3 東京高等裁判所令和2年6月8日判決（令和元年（行コ）第227号）では生活保護費全額の返還決定が取り消され、他の審査請求でも「たまたま生活保護を利用したために10割相当額の医療費負担を強いられるのは酷にすぎる」旨の主張がされている等、審査請求人承継人と同様の問題提起がされている。
- 4 健康で働ける人又は資金が十分ある人であれば、医療費の10割の返還ができるであろうが、審査請求人の場合は、〇〇のために身体が思うように動かず、まともに働くことができなかった。約〇〇円の本件貯金については、仕事を見つけるための旅費、宿泊費等に計画性をもって有意義に使いたと思っていた。処分庁は、本件貯金から医療費全額を差し引こうとするが、今後の生活に著しい影響が出るので勘弁願いたい。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分のうち、費用返還額が〇〇円を超える部分については違法があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消されるべきであり、その余の部分に係る本件審査請求については理由がないことから、同法第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、保護を受けた時点では本件貯金の存在を認識していなかったためにこれを現実に活用することができなかったが、後日、本件貯金の存在を認識

し、実際に払戻しを受けたのであるから、法第63条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当し、審査請求人が受けた医療扶助についても費用返還義務が生じると認められる。

処分庁が本件処分に先立ち行った保護の廃止の決定並びに生活扶助及び住宅扶助に係る費用返還金の決定をするに当たって行った試算によれば、審査請求人は約〇〇月にわたり保護を受けることなく生活できる見込みがあり、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等取扱通知」という。）1(1)で全額返還の例外として定める「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に該当すると認めることはできない。

以上のとおり、処分庁が法第63条を適用し、審査請求人が受けた医療扶助の全額を費用返還額と決定した本件処分（ただし、後述する検診命令に係る診断書料に係る部分を除く。）に違法又は不当な点はない。

2 費用返還額〇〇円のうち〇〇円は、令和〇年〇〇月〇〇日に行われた検診に係る診断書料であるが、以下の理由により、これを法第63条の規定による費用返還の対象としたことについては、考慮すべき事項を考慮しないこと等により、社会通念に照らして妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したもののとして、違法であるというべきである。

(1) 法第63条の規定による費用返還は保護自体が有効なものであることを前提とし、同条の対象とすべき額は当該保護の廃止前に係る保護金品であるところ、審査請求人に対する保護は令和〇年〇〇月〇〇日に廃止されており、同月〇〇日に行われた検診に係る診断書料は保護の廃止後の期間に係る費用であること。

(2) 審査請求人が受けた検診に係る診断書料は、行政事務費的性格を有するもので、便宜的に医療扶助費として支出されたにすぎないと解され、これを審査請求人に負担させることは不合理であること。

(3) 審査請求人が検診を受けた〇〇は、法第34条第2項に規定する指定医療機関であり、指定医療機関医療担当規程（昭和25年厚生省告示第222号）第7条第1項の「指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。」との規定の適用を受けるところ、当該検診が法第28条第1項の規定による検診命令によって実施されたものであるから、その診断書料について無償となる余地があったにもかかわらず、処分庁

がこれを支払い、本件処分によりその負担を審査請求人に転嫁したと認められること。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定は、妥当であると考えられること。
- 3 審理員による法令解釈のうち、審査請求人が法第28条第1項の規定による検診命令により受けた検診に係る診断書料について、指定医療機関医療担当規程第7条第1項の規定により無償となる余地があったとの部分は、次の理由から妥当でないと考えられること。

指定医療機関医療担当規程第7条第1項の「必要な証明書又は意見書等」とは、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知）が定める様式第13号「医療要否意見書」等をいい、検診に係る診断書は含まないこと。

- 4 結論においては、審理員の判断と同じく、本件処分のうち、費用返還額が〇〇円を超える部分は取り消し、その余の部分に係る本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和7年10月17日	諮問
令和8年 2月17日	審議（第33回第2部会）
令和8年 3月 4日	審議（第34回第2部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第6条は、用語の定義について、次のとおり規定している。

「第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4及び5 略

イ 法第24条は、申請による保護の開始及び変更について、次のとおり規定している。

「第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一から五まで 略

2 略

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4から10まで 略

ウ 法第25条は、職権による保護の開始及び変更について、次のとおり規定している。

「第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2及び3 略

エ 法第28条は、報告、調査及び検診について、次のとおり規定している。

「第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関

の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることが
ができる。

2から5まで 略

オ 法第63条は、費用返還義務について、次のとおり規定している。

「第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

カ 法第80条は、返還の免除について、次のとおり規定している。

「第80条 保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」

(2) 指定医療機関医療担当規程

指定医療機関医療担当規程第7条は、証明書等の交付について、次のとおり定めている。なお、指定医療機関医療担当規程は、法第50条第1項の規定により定められた規程である。

「第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。」

2 略

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

局長通知第11の4(5)は、検診料の支払について、次のとおり定めている。なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する「都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

〔5〕 検診料の支払

検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の

書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4720円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては6090円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。」

(4) 費用返還等取扱通知

費用返還等取扱通知1は、法第63条に基づく費用返還の取扱いについて、次のとおり定めている。

「1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱って差しつかえない。）
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたもの

であって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア)から(エ)まで 略

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。

(2) 略

(5) 「生活保護手帳別冊問答集 2024年度版」(中央法規出版株式会社、令和6年8月30日発行。以下「問答集」という。)

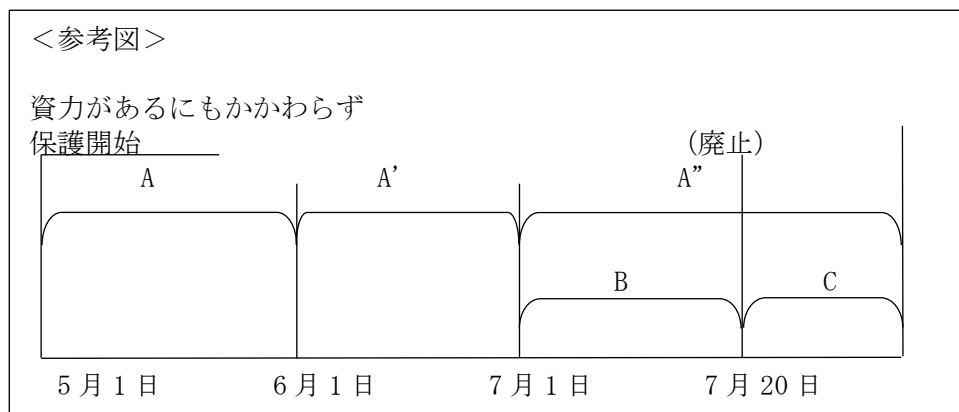
問答集問13-17は、法第63条の費用返還と法第80条の返還免除との関係について、次のように記載している。なお、問答集は、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)を基に、生活保護制度の具体的な運用を問答形式で収載したものである。

「問13-17 法第63条の費用返還と法第80条の返還免除との関係

(問) 法第63条の規定による費用の返還と法第80条の規定による返還の免除との関係について説明されたい。

(答) 法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。法第80条の規定は、保護の変更、廃止又は停止が行われたことに伴い、既に前渡された保護金品のうち当該変更

等のあった日以降の分を返還させるべき場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。すなわち、前者においては、返還すべき費用に係る処分決定は有効であるが、後者においては、返還すべき費用に係る決定処分は存在しない。したがって、次のような例においては、理論的に考えれば、現実に被保護者に支給された保護金品は（ $A + A' + A''$ ）であるが、法第63条の規定により保護の実施機関が裁量の対象とすべき額は（ $A + A' + B$ ）であって、（ $A'' - B = C$ ）の部分は、法第80条の規定による返還免除の対象となり得ることとなる。また、この2つの規定の前提となる返還義務は異質なものである。すなわち、法第63条は、扶助費の変更決定を行わないままで費用返還義務を定めたものである。法第80条は扶助費の廃止、変更に伴う保護費の返還義務自体の根拠規定ではない。すなわち、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになり、法第80条は廃止、変更に伴い財務処理上「戻入」すべき返還額の免除を規定したものである。



(6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

ア 国民健康保険法第5条は、被保険者について、次のとおり規定している。

「第5条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」

イ 国民健康保険法第6条は、適用除外について、次のとおり規定している。

「第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としな

い。

一から八まで 略

九 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けてい

る世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
十及び十一 略

ウ 国民健康保険法第8条は、資格喪失の時期について、次のとおり規定している。

「第8条 略

2 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、第6条第9号又は第10号に該当するに至った日から、その資格を喪失する。」

(7) 町福祉医療条例

ア 町福祉医療条例第1条は、目的について、次のとおり規定している。

「第1条 この条例は、子ども、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。」

イ 町福祉医療条例第2条は、定義について、次のとおり規定している。

「第2条 この条例において「子ども」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。

- 一 子ども 略
- 二 重度心身障害者 略
- 三 母子家庭等の母及び児童 略
- 四 父子家庭の父及び児童 略

2及び3 略

ウ 町福祉医療条例第2条の2は、助成対象除外者について、次のとおり規定している。

「第2条の2 前条第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療を受けることができる者は、福祉医療費助成対象者としなない。」

2 本件処分について

(1) 本件処分の検討

ア 法第63条の規定の適用について

(ア) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範

困内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している（上記第7の1(1)オ）。

(イ) 本件においては、審査請求人が保護を受けた時点では本件貯金の存在を認識していなかったためにこれを現実に活用することができなかったが、後日、本件貯金の存在を認識し、実際に払戻しを受けたのであるから、法第63条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当し、審査請求人が受けた医療扶助についても費用返還義務が生じると認められる。

(ウ) よって、処分庁が審査請求人に対して法第63条を適用して本件処分を行ったこと自体に限ってみれば、違法又は不当な点はない。

イ 全額返還を求めることについて

(ア) 法第63条は、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」という上限を定める一方、その決定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」とすることを規定するにとどまるから、同条の規定による返還額の決定は、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

また、費用返還等取扱通知1(1)において、返還対象額については「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とし、例外として「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」としている（上記第7の1(4)）。

(イ) これを本件処分についてみるに、処分庁は、本件処分に先立ち行った保護の廃止の決定並びに生活扶助及び住宅扶助に係る費用返還金の決定をするに当たって、本件貯金〇〇円から当該返還金〇〇円及び医療扶助に係る返還金〇〇円（概算）を支払ったとしても、審査請求人の手元には〇〇円が残るほか、審査請求人には高齢基礎・厚生年金及び障害年金支援金が月当たり約〇〇円支給されることを試算していたと認められる。

そして、当該試算によれば審査請求人が約〇〇月にわたり保護を受けることなく生活できる見込みがあり、本件処分における医療扶助の額は〇〇円で当該試算における医療扶助の概算額（〇〇円）を下回るから、費用返還等取扱通知1(1)で全額返還の例外として定める「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に該当すると認めることはできない。

(ウ) よって、後述する検診命令に係る診断書料を除き、処分庁が、審査請求人の医療扶助に係る全額を費用返還決定したことについては、処分庁に与えられた費用返還額の決定の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとは認められない。

ウ 小括

以上のとおり、処分庁が法第63条を適用し、審査請求人が受けた医療扶助の全額を費用返還額と決定した本件処分（ただし、後述する検診命令に係る診断書料に係る部分を除く。）に違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人承継人の主張について

ア 上記第3の1の主張について

(ア) 審査請求人承継人は、国民健康保険に加入していた保護の申請前の状態に遡って請求すべき旨を主張する。

(イ) しかしながら、問答集問13-17の答にあるとおり、「法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。」とされている（上記第7の1(5)）。

そして、国民健康保険法第6条第9号は、保護を受けている世帯に属する者は被保険者としないう旨を定め、同法第8条第2項は、国民健康保険の被保険者は同号に該当するに至った日からその資格を喪失する旨を規定している（上記第7の1(6)イ及びウ）。また、町福祉医療条例第2条の2において、法の規定による医療を受けることができる者は福祉医療費助成対象者としないう旨を規定している（上記第7の1(7)ウ）。

そうすると、法第63条の適用を受けたからといって、これまで受けていた保護の決定及び実施に関する処分の有効性を左右するものではなく、国民健康保険法による療養の給付等や町福祉医療条例による福祉医療を受けることができないことも変わらないから、審査請求人は、保護の開始前に遡って国民健康保険の被保険者や福祉医療費助成対象者になり得ない。

(ウ) また、審査請求人承継人は、国民健康保険には国の補助が入っているのに、法第63条の規定による生活保護費の費用返還では全額個人負担となることを不服の理由とするが、国民健康保険制度と生活保護制度はその内容を異にするものであり、同条の規定による費用返還額を決定するに当たり、審査請求人が国民健康保険の被保険者であった場合を考慮しなかつたとしても、処分庁の裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。

(エ) 以上により、審査請求人承継人の主張は、採用することができない。

イ 上記第3の2の主張について

(ア) 審査請求人承継人は、処分庁が意図的に無保険の期間を作り上げて、医療費100パーセントを請求していると主張する。

(イ) しかし、審査請求人に対する保護は法第24条第1項の規定による申請によって開始されたのであり、かつ、保護を受けている世帯に属する者を国民健康保険の適用除外とすることは国民健康保険法の定めるところであるから、処分庁が意図的に無保険の期間を作ったとは認められない。

(ウ) さらに、審査請求人承継人は、国民皆保険であるにもかかわらず、被保護者を国民健康保険から除外する法制度の不備について主張しているとも解される。

なるほど、例えば、「生活保護（医療扶助）と医療保険における自己負担分とを調整する制度的な手当て」をするには、介護扶助と介護保険の関係と同様に、被保護者を国民健康保険の被保険者とする方法も考えられなくはない。

しかし、参議院の質問主意書に対する答弁書において、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の医療保険制度への加入については、他の被保険者の保険料負担や保険財政に与える影響も大きいこと等から、従来から被保護者は国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の被保険者についての適用を除外しているものである。」（参議院議員浜田聡君提出生活保護制度における医療扶助の適正化に向けた抜本的な見直しに関する質問に対する答弁書（令和6年2月16日付け内閣参質213第19号））と答弁されているところであり、被保護者を国民健康保険の被保険者とするかどうかについては社会保障制度全般の議論のなかで結論を得るべき事柄であって、原則として立法府に委ねられた事項である。

行政機関である審査庁は、違憲立法審査権を有せず、現行の法令を所与のものとし、これに則って審査請求に対する判断を行うものであるから、法及び国民健康保険法に基づく社会保障制度に対する不服について、審査請求の裁決において処分を取り消す理由とすることができない。

(エ) 以上により、審査請求人承継人の主張を採用することはできない。

ウ 上記第3の3の主張について

(ア) 審査請求人承継人は、「後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要

しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。」と判示した東京高等裁判所令和2年6月8日判決（令和元年（行コ）第227号）があり、他の審査請求等においても同様の問題提起がされている旨主張する。

(イ) しかし、審査請求人が摘示する東京高等裁判所の判決の事案は、認知症が進行し財産管理能力を失った高齢者に対して、その所有する自宅及び生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）を上回る年金収入があることを処分行政庁が把握したうえで、本人の意思とは関係なく法第25条に基づき職権で保護を開始した事案であり、本件のように審査請求人の法第24条第1項の規定による申請により保護を開始した事案とは異なる。

(ウ) また、当該判決の確定を受けて出された総務省の行政改善推進会議からの意見を踏まえて、職権により生活保護を適用する際の運用の見直しがされているが、国民健康保険の適用から被保護者を除外することを定めた国民健康保険法第6条第9号の規定はそのままであり、法第63条の運用自体に変更を生じさせるものではない。

(エ) このほか、審査請求人承継人は他の審査請求（東京都行政不服審査会平成29年3月21日答申及び大阪府行政不服審査会令和5年5月30日答申並びに滋賀県知事平成25年9月20日裁決）を摘示するが、当該各答申はいずれも棄却の答申であり、当該裁決は十分な説明がなかったこと、及び適切な組織判断が行われたとはいえないとの理由で処分を取り消したものであり、医療費10割の返還自体を違法又は不当と判断したものではない。

(オ) 以上により、審査請求人承継人の主張を採用することはできない。

エ 上記第3の4の主張について

(ア) 審査請求人承継人は、約〇〇円の本件貯金については、審査請求人が仕事を見つけるための旅費、宿泊費等に使う予定で、本件貯金から医療費全額を差し引かれるのは著しい影響が出る旨主張する。

(イ) しかしながら、審査請求人が医療扶助の全額を支払ったとしても、約〇〇円が手元に残り、年金等の収入と合わせて、約〇〇月にわたり保護を受けることなく生活できる見込みがあり、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に該当

しないことは上記第7の2(1)イ(イ)で述べたとおりであるから、審査請求人承継人の主張には理由がない。

(3) 費用返還の額について

ア 費用返還額〇〇円のうち〇〇円は、審査請求人が令和〇年〇〇月から〇〇月までの間に医療扶助として受けた〇〇、〇〇及び〇〇に係る合計額であり、その全額を返還対象にすることについて違法又は不当な点がないことは既に述べたところである。

イ 一方で、費用返還額〇〇円のうち〇〇円は、令和〇年〇〇月〇〇日に行われた検診に係る診断書料であるが、以下の理由により、これを法第63条の規定による費用返還の対象としたことについては、違法であるというべきである。

(ア) 問答集問13-17の答には、法第63条の規定による費用返還は保護自体が有効なものであることを前提とし、同条の対象とすべき額は当該保護の廃止前に係る保護金品である旨記載されている(上記第7の1(5))。

これを本件に当てはめると、審査請求人に対する保護は、令和〇年〇〇月〇〇日に廃止されており(なお、廃止日は、処分庁が決定したものである。)、同月〇〇日に行われた検診に係る診断書料は、保護の廃止後の期間に係る費用であるから、法第63条の適用の前提を欠く。

(イ) 法第28条第1項の規定による検診命令は、被保護者に限らず、要保護者(法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)を対象とし、「検診に要する費用は、本来行政事務費的性格を有するものであるが、差し当たり、初診券を発行し、医療扶助費から支出することとしている。但し、初診券の交付を受けた者が直ちに被保護者たる身分を獲得し、本法に規定する種々の法律関係の適用を受けるものではないことに留意すべきである。」

(小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)」419ページ)とされている。

そうすると、審査請求人が受けた検診に係る診断書料は、行政事務費的性格を有するもので、便宜的に医療扶助費として支出されたにすぎないと解され、これを審査請求人に負担させることは不合理というほかない。

この点につき、処分庁は「診断書料〇〇円は、処分庁から直接、医療機関(〇〇)に支払っているため返還対象としています。」と答えているが、法第63条は「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」と規定しているのであって、処分庁が支払ったもの全てが同条に規定する費用返還の

対象となるとはいえないから、当該回答は失当である。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用（ただし、本件処分のうち費用返還額が〇〇円を超える部分の取消しの理由を、他事考慮による裁量権の逸脱又は濫用がなされたことによる旨とする部分を除く。）のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 大畑敦美、委員 三谷晋